

障害福祉サービス重要事項説明書

(移動支援)

当事業所の利用をご希望される皆様が、安心してサービスを利用いただけますよう、当事業所の概要、サービスの内容および契約上の留意事項などについて、下記のとおりご説明いたします。

【 1】事業所の概要と目的

事業所名	勤医協北ヘルパーセンター
所在地	札幌市北区北32条西8丁目1番1号
事業所番号	移動支援事業 0001100771
管理者・連絡先	管理者名： 藤井 真希子 電話番号： 011-299-1602

目的

社会福祉法人勤医協福祉会が開設する勤医協北ヘルパーセンター（以下「事業所」という）が行う、札幌市における移動支援事業（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するため必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障がい者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切なサービスの提供を確保することを目的とします。

【 2】当事業所のサービスの方針および内容

(1) 当事業所のサービスの方針

社会福祉法人勤医協福祉会の指定障害福祉サービス事業所では、利用者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、関係市町村、主治医や保健医療サービス、福祉サービスと連携をとり、外出時における移動の介護等総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービスの内容

- ① 外出介護 {所要による外出、通院などの移動に関わる介護}
- ② 利用者の依頼を受けて、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて移動支援計画の作成を行います。計画の作成にあたっては、サービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族と面接して解決すべき課題を把握（アセスメント）し、適切な移動介護等が総合的、効率的に利用できるようにします。計画については、継続的に実施状況の把握と評価をしながら、必要に応じて見直し等を行います。
- ③ 移動支援計画の内容について利用者・家族に説明するとともに、文書による同意を得ます。作成した移動支援計画は、利用者またはその家族に交付します。
- ④ 利用者・家族等の状況を把握し、サービスの質の向上に努めます。

【 3】当事業所の職員体制

職種	員数等
管理者	1人（サービス提供責任者と兼務）
サービス提供責任者	4人（従業者と兼務）
従業者	10人以上

- 1 管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
- 2 サービス提供責任者は、以下に関する業務を行います。
 - (1) 移動支援計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をします。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、関係市町村・主治医や保険医療サービス・福祉サービス等との連携を図ります。
 - (3) 従業者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況につい

ての情報を伝達し、業務の実施状況を把握します。

(4) 従業者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施します。

3 従業者は、移動支援計画に基づきサービスの提供に当たります。

*なお、担当する従業者を事業所側の事情により変更する場合には、予めご相談させていただきますので、ご理解ください。

【 4】サービスの提供実施地域

サービス提供地域	北区
----------	----

【 5】営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前9時から午後5時

(1) 日曜、年末・年始(12/30から1/3を非営業日とさせていただきます。)

【 6】サービス提供日・サービス提供時間

提供日	年中無休
提供時間	午前6時から午後10時

【 7】利用者負担金等について

(1) 事業者が移動支援介護を提供した場合の利用料の額は、札幌市長の定める基準によるものとし、当該指定移動支援事業所が法定代理受領サービスである時は利用者の受給者証に記載された割合を乗じた額とします。また、契約の有効期間中障害者総合支援法等の関係法令の改正があった場合には改訂後の額とします。

関係法令の給付の範囲を超えたサービスについては、全額自己負担となります。

サービス種類	利用時間	利用者負担分	
移動支援	日中30分未満(身体なし)	84円	①早朝(6:00~8:00)、夜間(18:00~22:00)、基本料金の25%増しになります。 ②2人の従業者によるサービスは、2人分の料金となります。
	日中30分以上1時間未満(身体なし)	157円	
	日中1時間分以上1時間30分未満(身体なし)	235円	
	日中30分以上1時間未満(身体あり)	240円	
	日中1時間以上1時間30分未満(身体あり)	418円	

*上記以外の時間数、サービス内容もありますので、詳細については、サービス提供責任者および職員にお尋ねください。

(1) 事業所が定める通常のサービス提供実施地域にお住まいの方の交通費は無料です。

通常のサービス提供実施地域以外にお住まいの方は、実費の交通費を負担していただきます。事業所の車両を使用した場合には、提供実施地域を超えた地点から1キロメートル及び、その端数を増すごとに30円負担していただきます。公共の交通機関を利用する場合も事業所の提供実施地域を超えている地点からの交通費を負担していただきます。

(2) サービスを提供するために使用する、電気・水道・ガス代等については、利用者負担とさせていただきます。

(3) 外出の際に必要な従業者の交通費、入場料、参加費等につきましては、利用者負担とさせていただきます。

(4) 利用料の支払いについては、金融機関(郵便局を含む)からの引き落としを基本とさせていただきます。支払いが確認された後、領収書を送付させていただきます。

【 8】サービスの中止・変更等の連絡について

(1) 利用者の事情でサービス提供を中止したり、変更する場合には、予め連絡して下さい。

(2) 契約全体を解除することができます。その際の費用については一切かかりません。

【 9】緊急時・事故発生時の対応について

- (1) サービス提供中に事故が発生したり、利用者の体調が急変した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への連絡・搬送などの措置を講じ、利用者の家族などへの連絡を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事故については、原因を解明するとともに再発防止にむけた対策を講じます。
- (4) 事業所の責めに帰すべき事故については速やかに損害賠償を行います。

医療機関・主治医	医療機関： 主治医： 連絡先：
家族等	お名前： 連絡先①： 連絡先②：
相談支援事業所	事業所： 担当者： 連絡先：

【 10】相談・苦情・虐待等に対する体制と手順

- (1) サービス等に関する相談や苦情等に対する窓口は、下記のとおりです。

相談・苦情・虐待の窓口	担当職員：宍戸 康子	電話番号：011-299-1602
-------------	------------	-------------------

- (2) 苦情処理の体制および手順について

- ① 苦情等がよせられた場合には、ただちにサービス提供責任者が訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員、連携機関からの聞き取りを行う等します。
- ② 苦情等については、事業所として検討し、対応します。
- ③ 寄せられた苦情等の内容および対応の経過等を記録し、事業所職員の再発防止に役立てるようにします。

- (3) その他公的機関においても、苦情申し出等ができます。

札幌市保健福祉局	中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
障がい保健福祉部障がい福祉課	電話番号：011-2211-2936
札幌市北区役所保健福祉課	北区北24条西6丁目 電話番号：011-757-2470

【 11】利用者の秘密保持について

- (1) 当事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た、利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、利用解約後も同様です。
- (2) 当事業所は、個人情報の取り扱いについて下記に定める限り、利用者および家族の代表者等から同意を頂くことによって、情報を提供することとします。

【 12】個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について別紙に定め、個人情報の取り扱いを厳密に行います。
- (2) 当事業所では、下記の場合、個人情報を使用することがあります。
 - ① サービスが円滑に効果的に提供されるため実施される、サービス担当者会議や主治医等との連絡・調整。
 - ② 学生実習及び職員の学術研究において必要とされる場合。
 - ③ サービス計画の内容について、関係する行政機関および行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合。

使用するにあたっての条件は次のとおりです。

1. 個人情報の提供は必要最小限とし提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事の無い様細心の注意を払います。
2. 情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について記録し保管します。
3. 学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し同意を得た上で使用します。

障害福祉サービス利用同意書

勤医協北ヘルパーセンター 殿

重要事項説明書 説明者： _____

移動支援サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書・個人情報の取り扱いの内容について説明を受け、理解したうえで同意します。

年 月 日

利用者氏名 _____

(代筆または代理人
氏名 _____
住所 _____
(利用者との関係 _____))

<以下代筆または代理人の「氏名」「住所」と同じで、同席し説明を受けた場合は、省略して構いません。>

年 月 日

家族氏名 _____

住所 _____

(利用者との続柄 _____)

勤医協北ヘルパーセンター
指定障害福祉サービスにおける個人情報保護方針
(個人情報の利用目的および管理について)

1. 当事業所が取得する個人情報の利用目的

(1) 当事業所が取得する個人情報の利用目的は下記の通りです。特定された利用目的達成に必要な範囲を越えた個人情報の取扱いは行ないません。

① 事業所が利用者様に提供する福祉支援、障害者福祉の従業者及び、事業者への提供

② 障害者総合支援法事務に関わる行政へ提供

③ 利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち

- ・会計・経理に関わること
- ・介護事故等の報告に関わること
- ・利用者様の介護サービス向上に資するために関わること

④ 当事業所が利用者様に提供する指定障害福祉サービスのうち

- ・他の医療機関、薬局、障害福祉サービス事業所との連携
- ・サービス担当者会議
- ・ご家族または後見人、補佐人、補助人もしくは利用者様の指定する方への説明

⑤ 障害者総合支援法事務のうち

- ・審査支払機関への請求書の提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

⑥ 介護賠償責任保険に係る、保険会社、弁護士への相談、届出

(2) 上記以外の利用目的(当該本人が識別される個人情報は提供しない)

① 視程障害福祉サービスや業務の維持、改善のための基礎資料

② 当法人、事業所において行なわれる学生の実習への協力

③ 当法人、連合会組織内において行なわれる学会、症例検討

(3) 他の事業所、監督機関への情報提供

① 事業所の開設届を行なっている自治体

② 関係法令に基づく行政機関、監督機関

2. 個人情報の適正な取得

利用者様の個人情報を取得する際は、偽りその他不正の手段による個人情報の取得は行ないません。

3. 情報の正確性の確保

利用者様へのサービス提供に当たり、必要な範囲内で個人情報の正確性、最新性の確保に努めます。

4. 安全管理措置、従業者の守秘義務、ボランティアへの教育

① 個人情報の安全管理のため、職員、臨時職員、契約職員への教育をおこない当規定に基づく事業運営をおこないます。また、退職した職員について、就業上しり得た個人情報についての守秘義務を課しています。

② ボランティアで本事業に協力をいただいている方々には個人情報保護の重要性をお知らせし、協力いただくように努めています。

③ 個人情報は事業所内の所定の場所に保管し、営業時間外は施錠して管理します。電子情報はコンピュータのハードディスクに管理します。個人情報を事業所外に持ち出す場合は管理者の管理の下にこれを行ないます。

5. 第三者への提供の制限

① 利用者様の同意を得ない情報提供の第三者提供はおこないません。ただし、個人情報の主体となる方が、利用している又は利用予定の、当法人外の事業所における、医療・介護サービスの提供及び調整を目的とした、個人情報の提供、共有、閲覧については、特に申し出がない限り同意があるものとします。

② 利用者様の求めに応じて第三者提供を停止いたします。利用者様の求めがない場合は、利用者様への説明の範囲で、第三者に情報を提供します。

6. 個人情報の公表、会議、訂正、利用停止等

①保有する個人情報の利用目的は上記1.に記載しています。

②ご本人から事業所の保有するご本人の個人情報の申出があった場合には、開示、訂正、情報の利用の停止、第三者提供の停止を管理者の責任でおこないます。

7. 法令、基準、指導の遵守

①この規定の施行について、行政から報告の徴収、必要な助言があった場合は真摯に受け止め処理します

②事業所の義務規定(努力義務を除く)に違反し、個人の権利、利益保護のために必要がある場合における行政の勧告、命令に従います。

【個人情報保護に係
る相談窓口】

法人相談窓口 個人情報取扱責任者(総務部)

電話 011-811-8002 FAX 011-811-0622

e-mail: fukushikai@kin-fukushikai.jp ホームページ: <https://kin-fukushikai.jp> 以上